

学校法人平田学園における通話録音装置の運用に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、教職員の通話における対応品質の向上を図るとともに、業務の公正かつ適正な執行の確保と教職員への不当要求行為等の排除を図ることを目的として、学校法人平田学園国府台女子学院に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 電話機による通話を録音し、保存する装置をいう。

(2) 通話録音データ 通話録音装置により、録音された音声データをいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）を置く。

2 管理責任者は、理事長が任命することとし、通話録音装置の管理及び運用に関する事務を統括する。

3 操作担当者は、管理責任者が任命することとし、管理責任者の指揮のもと、通話録音装置の管理及び運用に関する事務を行う。管理責任者は、操作担当者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(通話録音装置の使用等の公表)

第4条 学校法人平田学園は、本学園のWebサイトに通話録音装置の設置及び使用目的について公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、通話録音装置の運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び操作担当者は、個人情報が含まれる通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(録音データの保存及び廃棄)

第6条 通話録音データの保存期間は、録音された日から原則14日間とし、保存期間を経過した通話記録は消去する。ただし、通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りではない。

2 通話録音データは、録音した時の状態で保存し、音声を加工してはならない。

3 通話録音データは、複製してはならない。ただし、法令に基づく場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、又はその他通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

(目的外利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者は、第1条に規定する目的以外の目的で通話録音データ及び複製物を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。